



中小企業融資制度のご案内

— 経営安定資金 —

責任共有制度：対象

対 象：中小企業の経営者で、次の要件を全て満たしている方。

- ① 本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営していること。
- ② 市県民税又は法人市民税を納税していること。（非課税措置または減免措置を受けている場合を除く。）
- ③ 許認可を要する業種の場合は、その業種にかかる許認可を受けていること。
- ④ 信用保証協会の保証対象業種であること。
- ⑤ 信用保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）が無いこと。
- ⑥ 制度利用申込前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

資金使途：事業経営に必要な運転資金・設備資金

融資限度額：1事業者につき3,000万円（課税状況により500万円）

融資期間：7年以内（据置期間6か月以内・融資期間に含む。）

貸付金利：固定年2.10%以内（返済期間3年以内の場合）

固定年2.20%以内（返済期間5年以内の場合）

固定年2.30%以内（返済期間7年以内の場合）

返済方法：元金均等月賦返済

信用保証料：信用保証協会の定めるところによる。（年0.25%～1.70%）

連帯保証人：法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。ただし、信用保証協会が特に必要とする場合を除く。

相談窓口：

- ・くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター(TEL 096-355-7402 FAX 096-355-7412)
- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

受付窓口：

- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

取扱金融機関：

- ・肥後銀行 ・熊本銀行 ・熊本信用金庫 ・熊本第一信用金庫 ・熊本中央信用金庫

—信用保証協会や金融機関による審査等の状況で融資が受けられない場合もあります。—

< 熊本市商業金融課 TEL096-328-2424 FAX096-324-7004 >